

函館市アウトソーシング推進指針

平成15年2月
函 館 市

はじめに

少子・高齢化，情報化，国際化など社会経済情勢が大きく変化している中で，戦後50年以上続いてきた行政システムは，地方分権の推進，国の構造改革などにより大きく転換されようとしており，また，これまでのような右肩上がりの経済成長を前提にした行政運営はできなくなってきている。

このような中で，公共サービスについては，市場経済や市民社会の成熟化に伴い，市民，民間非営利団体，企業など民間部門で供給できる範囲が拡大してきている。また，都市型社会が進展し，市民ニーズが質・量ともに拡大・多様化してきている中で，それら全てを行政が提供することは難しくなっており，むしろ民間が提供する方が効率性やサービスの質の向上が見込まれることも考えられることから，サービスの内容によっては，民間部門に任せることも必要になってきている。

一方，当市の財政状況は，長引く景気の低迷による税収の落ち込み，さらには国の構造改革の影響などから，現行のままでは，平成15年度以降，相当の財源不足を生じる見込みとなっており，これまで以上に，人件費抑制に取り組むなど，効率的な行政運営を図っていく必要がある。

このことから，限られた財源を有効に活用し，質の高いサービス提供や効率的な行政運営を実現していくため，「民間に委ねることができるものは民間に委ねる」ことを基本に，外部の知識や技術，効率性等の資源を求め活用していく必要があり，これまでも取り組んできた外部委託に加え，民営化やPFI，NPO等との協働などを含めた「アウトソーシング推進指針」をここに策定するものである。

そして，このアウトソーシングの推進により，産業や雇用の創出・拡大による地域経済の活性化につながることを期待するものである。

1 アウトソーシングの基本的考え方

本市におけるアウトソーシングの推進については、平成12年1月に策定した「函館市行財政対策推進計画」において、民間ノウハウの活用、外部委託の推進について、それぞれ取り組みの具体的項目を掲げ検討することになっているが、行政システムが大きく転換されようとしていることを踏まえ、質の高いサービス提供や効率的な行政運営を図っていくため、事務事業について改めてゼロベースで見直すこととし、「民間に委ねることができるものは民間に委ねる」ことを基本に、次に掲げるものを除いた全ての事務事業について、アウトソーシングを検討する。

ただし、次に掲げるものであっても、それに付随する業務で、細分化することなどにより、アウトソーシングの対象となるものについては、検討の対象とする。

法律等で民間に行わせることが禁止されているもの（許認可など）

公権力を行使するもの（滞納処分、税の賦課など）

政策形成に関するもの（予算編成、政策立案など）

行政指導に関するもの（違反建築是正指導など）

秘密性、機密性の高いもの（人事関係など）

2 アウトソーシングの各手法について

アウトソーシングが可能な事務事業については、どのような手法が適切かを業務の内容や手法の特性に応じて検討する。

（1）民営化

民営化とは、事務事業の全部または一部の実施主体を全面的に民間に移行することをいい、市が提供するよりも民間がサービスを提供する方がコストも含めたサービスの向上が期待できる事務事業や、市が撤退しても民間による補完が十分期待できる事務事業については、民営化を検討する。

（2）外部委託

外部委託とは、市が必要な監督権などを留保した上で、その事務事業の全部または一部を民間企業や外部の団体、個人等に委託することをいい、これまでも次に掲げる業務に該当するものについては、外部委託を実施してきたところであるが、さらに外部委託が可能なものがないかどうか、行政責任や市民サービスの確保、委託効果、民間能力の活用などを踏まえて、総合的に検討する。

なお、委託効果については、短期的にはコスト削減効果が現れなくても、中長期に見通した場合、コスト削減効果が見込まれるものも対象とし、幅広い事務事業について検討する。

単純・定型的業務

単純・定型的な業務で、マニュアル化等により市が直接行なわなくても同様の成果が得られるもの。

施設の管理・運営業務

施設の管理・運営業務など、委託により弾力的・効果的・効率的な運営が期待できるもの。

専門的業務

高度な技術・技能や専門的知識を必要とするもの、または民間分野での技術革新のスピードが速いもの。

その他

外部委託により市民サービスの向上など、業務の向上が図られるまたはその可能性が高いものなど。

< 労働者派遣の活用 >

外部委託の検討にあたっては、労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律）に基づく労働者派遣の活用なども視野に入れた幅広い検討を行う。

(3) PFI (Private Finance Initiative)

プロジェクトの実施や施設整備・運営などについて、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用し、効率的な公共サービスの提供を図る手法であるPFI導入の可能性を検討する。

(4) NPO (Nonprofit Organization) 等との協働

市と自発的な社会貢献活動を行うNPO等との協働について、どのような事業に導入することが効果的か検討する。

(5) その他

アウトソーシングの対象にはならないが、嘱託職員を活用することにより、効果的・効率的な業務の執行が期待できるものについては、これまでと同様に、職員に係る責任の度合い、事務の難易度、勤務時間、市民サービス・経済性の観点から、総合的に嘱託職員の活用を検討する。

3 アウトソーシング推進計画の策定

このアウトソーシング推進指針に基づき、アウトソーシング推進計画を策定する。

4 アウトソーシングの評価について

今後、策定するアウトソーシング推進計画により、アウトソーシングすることになる事務事業については、アウトソーシング後の評価と見直しを定期的に行う。

5 今後のスケジュール

平成15年	2月	アウトソーシング推進指針の策定 各部局での検討(～3月)
	4月	アウトソーシング推進計画案の検討(～5月)
	6月	アウトソーシング推進計画案の策定(予定)